

Second Opinion: ソーシャルボンドとしての JICA 債

更新日：2017年8月10日^(*)

発行日：2016年8月24日

発行者：株式会社日本総合研究所

I. 要約

1. 本資料の目的

本資料の目的は、国際資本市場協会（ICMA: International Capital Market Association）が発行するソーシャルボンド原則（SBP: Social Bond Principle）が示すフレームワークに基づき、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）が有償資金協力事業の資金調達を目的として発行する「JICA債」のレビューを行い、そのレビュー結果を株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）のセカンド・オピニオンとして公表するものである。

2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研の役割はSBPが推奨する債券発行主体に対する外部レビュー（External Review）を実施するコンサルタントとして位置づけられる。また、SBPが示す外部レビューは「コンサルタントレビュー」、「検証」、「認証」、「格付け」の4種類に分類されるが、本資料はそのうち「コンサルタントレビュー」に該当する。本資料のレビュー範囲は、有償資金協力事業に調達資金が充当されるJICA債であり、SBPが基本原則として示す「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートニング」の4項目に沿って評価を行うものである。

3. セカンド・オピニオン（要約版）

「JICA債」をSBPが示す4項目に基づきレビューした結果、「JICA債」はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものとして評価する。

「資金使途」について、JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。

「事業評価・選定プロセス」について、有償資金協力事業を含むJICA事業では開発協力適正会議や、環境社会配慮助言委員会、事業評価有識者委員会など、SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。

「資金管理」について、JICA債の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されていると判断する。

「レポートニング」について、有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、特に事後評価では外部コンサルタントによる評価に加え、一部には第三者意見も付与するなど極めて透明性の高い情報開示が実施されている。なお、「ソーシャルボンドとしてのJICA債」の効果を投資家へより分かりやすく提供するためには、調達資金が充当される有償資金協力事業全体のインパクトを取り纏めて公開することを推奨する。

II. 本編

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I. 要約 | 1 |
| 1. 本資料の目的..... | 1 |
| 2. 発行者の役割とレビュー範囲..... | 1 |
| 3. セカンド・オピニオン（要約版）..... | 1 |
| II. 本編 | 2 |
| 目次 | 2 |
| 1. JICA について..... | 3 |
| (1) 組織概要..... | 3 |
| (2) 組織方針..... | 3 |
| (3) JICA 債..... | 3 |
| 2. 評価フレームワーク..... | 4 |
| (1) ソーシャルボンド原則:4つのフレームワーク..... | 4 |
| (2) ソーシャルボンド・ガイダンスからソーシャルボンド原則へ..... | 4 |
| 3. JICA 債の現状..... | 6 |
| (1) 資金使途..... | 6 |
| (2) 事業評価・選定プロセス..... | 7 |
| (3) 資金管理..... | 11 |
| (4) レポーティング..... | 11 |
| 4. セカンド・オピニオン..... | 13 |
| (1) 資金使途..... | 13 |
| (2) 事業評価・選定プロセス..... | 14 |
| (3) 資金管理..... | 15 |
| (4) レポーティング..... | 16 |
| (5) 結論..... | 17 |
| 参考資料一覧 | 18 |
| 株式会社日本総合研究所について | 19 |
| 免責事項 | 20 |

1. JICA について

(1) 組織概要

① 目的

JICA は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

② 業務内容

前項①の目的を達成するために主に以下の業務を行っている。

- ・ 技術協力
- ・ 有償資金協力
- ・ 無償資金協力
- ・ 国民等の協力活動の促進
- ・ 海外移住者・日系人への支援
- ・ 技術協力のための人員の養成及び確保
- ・ 調査および研究
- ・ 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与
- ・ 国際緊急援助隊の派遣

(2) 組織方針

① ビジョンとミッション

JICA は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発を進めます」をビジョンに掲げ、「グローバル化に伴う課題への対応」、「公正な成長と貧困削減」、「ガバナンスの改善」、「人間の安全保障の実現」、の 4 つのミッションを定めている。

② 中期目標および年度計画

JICA は、独立行政法人国際協力機構第 4 期中期目標（平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月）に基づき、2017 年度（平成 29 年度）計画では、「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」、「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築」、における取組みに重点を置いている。

(3) JICA 債

JICA 債とは、JICA が実施する有償資金協力事業に必要な財源に充てるため、2008 年より実施している財投機関債による国内資本市場からの資金調達と、2014 年より実施している政府保証外債による海外資本市場からの資金調達の二つを総称したものである。調達資金の全額が充当される有償資金協力事業とは、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で公共事業等の開発資金を貸し付けることによって開発途上国の経済・社会発展への取り組みを支援するものである。

2. 評価フレームワーク

(1) ソーシャルボンド原則:4つのフレームワーク

本資料の評価は国際資本市場協会（ICMA）が示すソーシャルボンド発行時の自主的ガイドラインである、ソーシャルボンド原則（SBP）が示すフレームワークに基づき実施する。SBPは債券発行時の情報の透明性のあるプロセスと情報開示を目的としたものであり、基本原則として「資金使途(Use of Proceeds)」、「事業評価・選定プロセス(Process for Project Evaluation and Selection)」、「資金管理(Management of Proceeds)」、「レポートニング(Reporting)」の4項目の情報開示を債券発行主体に求めている。以下に4項目の詳細を記す。

① 資金使途

調達した資金がどのような事業に使われるかの適格基準を明確にする項目。ソーシャルボンド（SB）と称して資金調達を行う事業に対しては、債券発行体が出来る限り定量化した社会へのベネフィットを明確に示すことが求められている。

② 事業評価・選定プロセス

前項①で示した適格基準や社会面での目標を踏まえ、どのように対象事業を評価・選定するかを示す項目。また、対象事業の除外基準や事業を実施することに起因する社会面、環境面でのリスク管理方法についても明確にすることが求められている。SBPは本プロセスにおける透明性の確保のためには、外部レビューの活用を推奨している。

③ 資金管理

発行体が調達資金を適切な口座で管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みの有無を確認する項目。透明性を確保するために、監査人の起用や第三者機関による監査、または自己監査の実施が推奨されている。

④ レポートニング

発行体が調達資金の資金使途の結果を都度更新しているかを確認する項目。調達した資金が充当されたプロジェクトの概要、金額、想定されるインパクト等を公開することが求められている。特にインパクトについては定量的指標、定性的指標、その主要な評価手法や評価仮説などの記載が推奨されている。

(2) ソーシャルボンド・ガイダンスからソーシャルボンド原則へ

ソーシャルボンド原則は、2016年6月にICMAがグリーンボンド原則の改訂に伴う付帯資料として公表したソーシャルボンド・ガイダンスが、2017年6月に原則として改訂され公表されたものである。なお、本資料は2016年8月24日付に作成した「Second Opinion: ソーシャルボンドとしてのJICA債」を、再度レビューしたものである。

当初、ソーシャルボンド・ガイダンスは投資活動において環境以外の側面に加え、社会的インパクトを重視する投資家の需要に応えるために公開されたものであったが、ソーシャルボンドに対する発行体ならびに投資家からの関心の高まりを鑑み、原則化に至ったものである。なお、SBPが示すSBの対象とされるソーシャルプロジェクトは、以下に示す事業や受益者が例示されている（仮訳。以下記載に限るものではない）。

① 想定される事業

- ・ 基礎的インフラストラクチャー（清潔な飲料水、下水、公衆衛生、運輸等）
- ・ 社会サービスへのアクセス（健康、教育、職業訓練、ヘルスケア、金融サービス）
- ・ 低価格住居
- ・ 雇用創出（中小企業向け金融サービスやマイクロファイナンスを通じたもの）
- ・ 食糧問題
- ・ 社会経済開発や啓発運動

② 想定される受益者

- ・ 貧困ラインを下回る生活水準の人々
- ・ 除外・迫害された人々やコミュニティ
- ・ 災害被災者を含む脆弱なグループ
- ・ 身体に障害のある人々
- ・ 移民、あるいは移住を強いられた人々
- ・ 十分な教育を受けられない人々
- ・ 恵まれない人々
- ・ 失業している人々

3. JICA 債の現状

本章では JICA 債の現状の方針・取組みについて 2 章で示した SBP の 4 項目のフレームワークに基づき記載する。

(1) 資金使途

JICA 債の資金使途は、JICA 法第 3 条の目的に合致する事業に対する、JICA 法第 13 条第 2 項同項イ（円借款：開発途上国政府・政府機関または国際機関等向け貸付）または同項ロ（海外投融資：日本または開発途上国の法人等に対する貸付・出資）に基づく出融資となる。

2015 年 2 月に、JICA の有償資金協力業務を含む日本政府の行う開発協力の基本方針として、開発協力大綱が閣議決定されており、有償資金協力業務は同大綱に従い実施される。同大綱の概要は下表のとおり。

図表 1 開発協力大綱の概要

| 開発協力大綱の概要 | |
|-----------|---|
| ① | 理念 |
| 1) | 開発協力の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保 ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現 ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現 ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護 |
| 2) | 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献 ・人間の安全保障の推進 ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力 |
| ② | 重点政策 |
| 1) | 重点課題 <ul style="list-style-type: none"> ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 |
| 2) | 地域別重点課題 <ul style="list-style-type: none"> ・世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施 ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施 |

出所：外務省

有償資金協力業務を含む開発協力の対象となる開発途上国は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層により定義されており、具体的には下表のとおりである。円借款については、LDC（国連開発計画委員会が認定した基準に基づき、認定された特に開発の遅れた国々）から卒業移行国までの国が対象となり、比較的所得の高い中進国および卒業移行国については対象分野が限定される。

海外投融資は上記の定義に基づく開発途上国で行われる開発効果の高い事業が対象となり、インフラ・成長加速、SDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）・貧困削減、気候変動対策の 3 分野が対象となる。例えば、民間企業等が実施する、電力・運輸・上

下水・廃棄物処理・保健医療・教育等の分野におけるインフラ事業（PPP インフラ事業等）、産業発展のために重要な人材育成、貧困層の生活を向上させ社会開発に貢献するビジネス（BOP（Base of Pyramid） Business 等）、貧困層・零細企業等を対象とするマイクロファイナンス、雇用拡大に資する中小企業支援、植林・災害対策・省エネ・公害対策等の気候変動対策に資する事業等が対象となる。

図表 2 所得階層(2017 年度)

| 所得階層 | 一人あたり GNI | 国 |
|--------|---------------------------------|--|
| LDC | うち貧困国 | アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ |
| | 又は 貧困国 (US\$1,025 以下) | アンゴラ、イエメン、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、モーリタニア、ラオス、レソト |
| 低・中所得国 | US\$ 1,026 以上 US\$ 4,035 以下 | アルメニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、カメルーン、キルギス、グアテマラ、ケニア、コソボ、コートジボワール、コンゴ共和国、サモア、シリア、スリランカ、スワジランド、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バブアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モンゴル、モルドバ、モロッコ |
| 中進国以上 | US\$ 4,036 以上 US\$ 12,475 以下 | アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナミビア、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ブルガリア、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、ルーマニア、レバノン |

出所：JICA 資料を基に日本総研作成

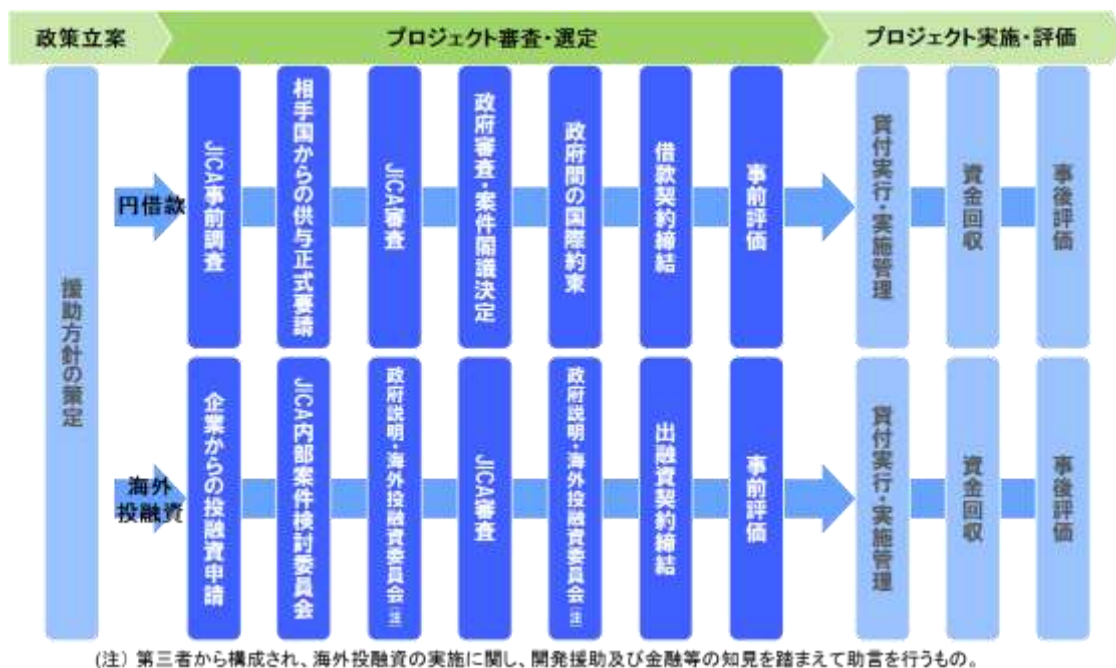
(2) 事業評価・選定プロセス

JICA の有償資金協力業務の個別事業は、日本政府・外部専門家を交えた審査・選定プロセスを経て、実施に至る。個別事業の審査・選定においては、JICA 法、開発協力大綱等の枠組みとの関係に加え、事業が実施される開発途上国の経済・社会開発計画と整合的であることを前提に、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）による国際的な事業評価の視点である「DAC 評価 5 項目」に用い、事業計画が検証されている。

① 事業の審査・選定、実施・評価のプロセス

円借款、海外投融資の個別事業の審査・選定、実施・評価のプロセスを次に示す。

図表 3-1 有償資金協力業務の個別事業の審査・選定、実施・評価プロセス



出所：JICA 資料を基に日本総研作成

図表 3-2 有償資金協力業務の個別事業の審査・選定、実施・評価プロセス（詳細）

【円借款】

1) 援助方針の策定

日本政府は、開発協力大綱の下、5年を目途とした中期的な開発協力に関する方針（国別開発協力方針、分野別開発政策）を策定しています。国別開発協力方針は、開発途上国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、その国の開発計画、開発上の課題等を総合的に勘案して作成されています。方針の策定にあたっては、その国において在外公館、JICA 現地事務所等で構成される現地 ODA タスクフォース、相手国政府、他国援助機関、NGO、企業等の意見を踏まえることとしています。方針はパブリックコメントを行った上で決定されます。分野別開発政策は、開発協力の実施にあたり、国別開発協力方針を策定すると同時に、SDGs 等、開発に関する国際的な取組を踏まえて、策定されています。

2) JICA 事前調査

JICA は、上記 1) の援助方針、相手国の開発計画、相手国政府の意向等を踏まえ、個別事業の発掘・形成、基本事業計画の策定、事業の妥当性・有効性・効率性の確認を行うための調査を行うことがあります。調査の実施にあたっては相手国政府の了解を得ることが必要となります。事前調査は下記 3) の相手国からの正式要請の後に行われることもあります。

3) 相手国からの正式要請

JICA による審査の実施にあたり、相手国政府は日本政府に対して、正式要請を書面で提出する必要があります。JICA は、正式要請のあった個別事業の審査の実施可否につき、日本政府と協議します。

4) JICA 審査

JICA は、相手国からの提出書類・JICA 事前調査等の書面、相手国政府の関係者との協議、事業サイトの実査等を実施します。

5) 政府説明・閣議決定

JICA は、審査の結果を日本政府に説明します。個別事業の採択については最終的には閣議に付され、採択の可否が決定します。

6) 政府間の国際約束

閣議決定がされた個別事業については、日本・相手国両国政府により、国際約束（交換公文：Exchange of Notes）が締結されます。交換公文の署名については外務省ホームページに公表されます。

7) 借款契約締結

JICA は、日本・相手国両国政府間の国際約束に基づき、個別事業の借款契約を締結します。借款契約の締結については JICA ホームページに公開されます。

8) 事前評価

JICA は、借款契約が締結された個別事業の審査結果を事前評価結果としてまとめます。事前評価結果については、JICA ホームページに公開されます。

9) 実施監理

JICA は、事業の円滑な実施・成功のため、プロジェクト関係者との協議、相手国から定期的に提出されるプログレス・レポートの確認等を通じて、進捗状況についてモニタリングを行います。

10) 事後評価

事業が完成した場合、事後評価を行います。事後評価結果については、JICA ホームページに公開されます。

【海外投融資】

1) 援助方針の策定

円借款と同様。

2) 企業からの投融資申請

JICA は、個別事業に関する検討に先立ち、企業から投融資申請を受けます。

3) JICA 内部案件検討委員会

JICA は、企業からの投融資申請を受けた個別事業について、内部の関係部門間で協議の上、審査方針等を検討します。

4) 政府説明・海外投融資委員会

JICA は、個別事業に関する案件の概要、審査方針等を取りまとめ、日本政府および海外投融資委員会に説明を行い、助言等を得ます。海外投融資委員会の議事要旨については JICA ホームページで公開されます。

5) JICA 審査

JICA による個別事業の審査は、事業担当部による一次審査、信用力審査担当部による二次審査により、構成されます。必要に応じて、専門性の高い外部のアドバイザーを審査に活用します。

6) 政府説明・海外投融資委員会

JICA は個別事業の審査結果について日本政府および海外投融資委員会に説明を行い、採択の可否を協議します。海外投融資委員会の議事要旨については JICA ホームページで公開されます。

7) 出融資契約締結

海外投融資委員会での協議を経た個別事業について、JICA は企業等との間で出融資契約を締結します。出融資契約の締結については、企業情報の守秘義務に配慮した上で、JICA ホームページに公開されます。

8) 事前評価

JICA は、出融資契約が締結された個別事業の審査結果を事前評価結果としてまとめます。事前評価結果については、企業情報の守秘義務に配慮した上で、JICA ホームページに公開されます。

9) 実施監理

JICA は、事業の円滑な実施・成功のため、出融資先企業から定期的に提出されるプログレス・レポートの確認等を通じて、進捗状況についてモニタリングを行います。

10) 事後評価

事業が完成した場合、事後評価を行います。事後評価結果については、企業情報の守秘義務に配慮した上で、JICA ホームページに公開されます。

出所：JICA 資料を基に日本総研作成

② 審査のポイント

JICAによる審査は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）による国際的な事業評価の視点である「DAC評価5項目」を用いている。DAC評価5項目は下記のとおりである。

1) 妥当性（relevance）

プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。

2) 有効性（effectiveness）

主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。

3) インパクト（impact）

プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む。

4) 効率性（efficiency）

主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。

5) 持続性（sustainability）

プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

「DAC評価5項目」に基づく審査結果は下記の項目に整理され、事前評価表として JICA ホームページに公開されている。

- 1) 案件名
- 2) 事業の背景と必要性
- 3) 事業概要
- 4) 事業効果（定量的・定性的効果）
- 5) 外部条件・リスクコントロール
- 6) 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓
- 7) 今後の評価計画

③ 環境・社会への配慮

JICA は、環境社会配慮に必要な JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針として、JICA 環境社会配慮ガイドラインを策定している。

JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、事業進捗の各段階における環境社会配慮について確認される。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を分類する「スクリーニング」、実施を意思決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後までの「モニタリング」から成り立っている。上記の経過については個別事業ごとに JICA ホームページにて公開されている。

JICA は、環境社会配慮に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設しているのに加え、必要に応じて臨時委員会を任命している。環境社会配慮助言委員会の議事録は JICA ホームページにて公開されている。

また、JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保することを目的として、理事長直属の異議申立審査役を設置している。異議申立は JICA 環境社会配慮ガイドラインの不遵

守の結果として、個別事業により実際に被害を受けた、あるいは将来被害を受けることを懸念する現地の住民2人以上により行うことができるものである。異議申立手続きの進捗状況についてはJICAホームページにて公開されている。

なお、海外投融資の個別事業に関するJICA環境社会配慮ガイドラインに基づく情報開示は企業情報の守秘義務に配慮した上で行われる。

④ 不正・腐敗防止の取組

JICAは、個別事業が適正に実施され、日本国民及び国際社会に対する説明責任を果たすようコンプライアンスの強化に努めている。その際、コンプライアンスの強化は、受け身にとどまるものではなく、問題を予防する、すなわち、不正腐敗防止対策という形で能動的に実施していく必要があると考えられている。こうした観点から、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求め、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成し、相手国政府・実施機関および事業を受注する企業等に配布している。

(3) 資金管理

JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定（有償資金協力勘定、一般勘定）を設けて、整理されている。両勘定間の資金流用は認められていない。JICA債の調達資金は、JICA法第32条に基づき、有償資金協力事業を行うための必要な資金の財源とすることとされている。

JICAの資本金の全額は日本政府が出資していることから、日本国憲法第90条および会計検査院法第20条に基づき、その会計経理の正確性、合規性、経済性、効率性および有効性等の観点から、会計検査院の検査を受けるとともに、独立行政法人通則法（通則法）第18条およびJICA法第8条に基づき、3名の監事を置き、通則法第19条に基づく業務の監査を受けている。また、通則法第39条に基づき、会計監査人（公認会計士または監査法人）による財務諸表、事業報告書会計に関する部分、決算報告書について監査を受けている。このように、JICA債の調達資金の経理区分、資金使途の適切性は、これらの検査・監査の仕組みにより、常時点検・確認されている。

(4) レポーティング

JICA債による調達資金は発行と同年度の出融資の実行に充当される。有償資金協力業務の個別事業に対する出融資実行は個別事業の特性に応じて、出融資契約締結後、数年にわたって行われることが多い。従って、JICA債による調達資金は過去5年程度に出融資契約が締結された事業に充当されているものと考えられる。なお、有償資金協力業務の個別事業については、出融資契約締結後に事前評価表が作成され、全ての事業の概要はJICAホームページにて公表されている。

年次報告書において、年度ごとの円借款および海外投融資の新規承諾件数、新規承諾額、出融資実行額、出融資回収額、出融資残高が公表されている。また、円借款については、国別・セクター別の貸付実行実績が公表されている。

個別事業の終了後も効果を発現しているか等を検証するため、「DAC評価5項目」に基づき、事後評価が実施されている。事後評価はアカウントビリティの観点に重点を置き、一定規模以上の事業については外部の第三者評価判断をする「外部評価」を実施され、可能な限り定量的な評価指標を用いるとともに、総合評価はA～Dの4段階にレーティングされている。事後評価結果についてはJICAホームページにて公開しているとともに、毎年度事後評価報告書として取りまとめられている。

また、評価のアカウンタビリティの確保、評価の質の向上等を図ることを目的として、事業評価外部有識者委員会を設置しおり、委員会の会合の概要については JICA ホームページにて公開されている。

4. セカンド・オピニオン

本章ではソーシャルボンドとしての JICA 債の特性について、直近の事業実績を確認しながら、2 章で示した SBP の 4 項目のフレームワークに基づき日本総研のセカンド・オピニオンを記載する。

(1) 資金使途

本項目は JICA 債で調達した資金がどのような事業に使われるかの適格基準のレビューを行い、その資金使途における透明性を評価するものである。レビューの結果、JICA 債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。レビューの詳細を以下に記す。

JICA 債の対象事業の適格基準

JICA 債の調達資金は、JICA 法に基づき有償資金協力事業に充当されることが明示されていることから、JICA 債がソーシャルボンド(SB)としての特性を持ち得ているか否かは、有償資金協力業務においてどのような適格基準を有し、それらが SB の特性に従っているかを確認する必要がある。SBP では、SB の対象事業が社会に対する明確な恩恵を示すことが求められている。JICA の基本方針は、外務省が定める中期目標および、それに基づき作成される JICA 中期計画および年度計画に示される。それらの中では、以下の①-④を重点分野とした事業支援を進めており、いずれも SB の要件に沿った開発途上国の社会課題の解決に寄与する事業と判断できる。

- ① 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保：
都市・地域開発、運輸交通・ICT、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上、民間セクター開発、農林水産業振興、公共財政管理・金融市場等整備
- ② 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進：
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化、感染症対策の強化、母子保健の向上、栄養の改善、安全な水と衛生の向上、万人のための質の高い教育、スポーツ、社会保障・障害と開発
- ③ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現：
公正で包摂的な社会の実現、平和と安定、安全の確保
- ④ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築：
気候変動、防災の主流化・災害復興支援、自然環境保全、環境管理、食料安全保障

こうした基本方針に基づく、2016 年度の有償資金協力業務の承諾実績は累計 1 兆 4,858 億円で、その業種別内訳は、運輸(55.3%)、電力・ガス(15.0%)、社会的サービス(13.9%)、灌漑・治水・干拓(5.2%)、農林・水産業(3.1%)、鉱工業(0.4%)、開発政策借款(6.9%)、その他(0.2%)である。何れの業種も前述の①-④の重点分野に紐づいた事業であると言える。上記に加え、支援事業の対象国の選定には国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いておりこれは明確な適格基準と言える。供与条件では所得階層の低い国ほど低金利の融資を受けられることから、より SB の示す方向性に沿ったものであると言える。

間接的支援事業における資金使途

JICA の有償資金協力業務においては開発金融借款と呼ばれる、相手国の金融機関を通じて、特定

部門の振興や、貧困層への生活基盤整備を行う事業が存在する（業種別内訳のその他に該当）。2016年度の承諾実績のうち、約0.2%にあたる約34億円がこれにあたる。こうした間接的な支援事業においてもその資金使途の透明性を保つべく、貸付実行前のチェックが行われていることをJICAへのレビューを通じて確認した。

その他、全体の約6.9%を占める開発政策借款とは、経済・社会の安定を目的として政策・制度の改革を目指す開発途上国を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目（アクションプラン）を相手国と共に作成し、その達成が確認できた時点で資金を供与するもの。資金使途については、軍事関連支出、環境面で有害な支出等が除かれており、借入国の社会・経済の安定を目的とした支援という意味でSBの分類と考えられる。

(2) 事業評価・選定プロセス

本項目は、前項(1)で示した適格基準を踏まえ、JICAがどのように対象事業を評価・選定しているかを評価するものである。レビューの結果、有償資金協力業務を含むJICA事業では開発協力適正会議や、環境社会配慮助言委員会、事業評価有識者委員会など、SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。レビューの詳細を以下に記す。

外部レビュー体制の充実

他の開発機関と比較し、JICAの独自性が見られる外部レビューの枠組みを以下① - ③に記載する。JICAではこうした第三者組織による事業の事前／事後のレビューを実施し、事業全体における透明性の担保、情報開示の促進に積極的に取り組んでおり、SBPの示す方向性にあると言える。以下の外部レビューに加え、事業の事後評価においても事業毎に有識者からの第三者意見が公開されている。

- ① **開発協力適正会議：**
外務省主導で、事業形成前に関係分野に知見を有する独立した委員とJICAが意見交換を行い、事業の妥当性を確認し、政府開発援助の質と透明性の向上を図ることを目的に開催されるもの。
- ② **環境社会配慮助言委員会：**
JICAが協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を得るために設置しており、学術研究機関やNGO等の外部の専門家から構成される。事業形成前からモニタリング段階に至りJICAからの報告に基づき環境社会配慮面での助言を行うもの。
- ③ **事業評価有識者委員会：**
JICAが協力事業等の評価に関する助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価改善を目的に設置しており、外部の専門家から構成される。

環境・社会に配慮した事業スクリーニング

また、前項(1)の適格基準以外にも実際の事業評価・選定プロセスでは様々なスクリーニングが行われている。例えば、環境社会配慮ガイドラインに基づき、事業形成の際にその事業の特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施検討を行うかを判断するためのカテゴリ分類などはその一つである。

環境面で配慮すべき項目としては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響などが挙げられる。また、社会面で配慮すべき項目としては非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土

地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境(労働安全含む)などが挙げられる。

これらの環境・社会面のスクリーニングを経て、先述した環境社会配慮委員会からの助言内容を基に協力事業がもたらすネガティブなインパクトを低減するべく様々な取組が行われ、助言への対応結果については JICA のホームページで公開されていることを確認した。

更に、環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とした環境・社会問題については、その迅速な解決の為にステークホルダーからの異議申立制度を整備し、その申立内容、JICA の対応状況などがホームページで公開されていることを確認した。

総じて、事業の実施前から事業開始後に亘り、環境・社会に配慮したスクリーニングが行われており、スクリーニング時点で顕在化していなかった事項においては異議申立て制度を設けることによってフォローできる体制が整っていると見える。

石炭火力発電分野への支援

昨今、海外の金融機関や機関投資家が石炭火力発電や石炭採掘事業に対するダイベストメント方針を打ち出していることを鑑み、本分野への支援事業について特筆したい。本資料は SB としての JICA 債の社会的側面における特性をレビューするものであるが、気候変動問題への社会への影響を鑑みれば石炭火力発電事業に対する取組方針は重要と考える。JICA の有償資金協力事業においては現在、代替案の有無が検討され、環境社会配慮助言委員会の助言に基づいた十分かつ適切な環境社会配慮対策が行われた上で、石炭火力発電所建設事業への支援が行われている事実がある。開発途上国における同分野の支援ニーズがあることを鑑みれば、今後の国際的枠組みや日本政府の動向によっては、同分野に特化した取組方針を明確にすることも検討の余地がある。

(3) 資金管理

本項目は、JICA が調達資金を適切な口座で管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みを有し、適切に運用されているかを確認するものである。レビューの結果、JICA 債の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されていると判断する。

重厚な検査・監査体制

SBP は SB の調達資金を運用する口座の独立性・透明性の確保を重視している。この点においては、JICA 法第 17 条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務につき、経理を明確に区分している。また、同法第 32 条においては、JICA 債の調達資金が有償資金協力業務に必要な資金の財源に充てることが明示されていることから、その他の用途に利用されることはない。

また、有償資金協力業務における資金管理状況は、会計検査院、会計監査人（公認会計士、または監査法人）、監事（3 名）がそれぞれ業務の検査・監査を実施しており、十分なチェック体制が整備、運用されているものと判断できる。

相手国における資金管理体制

有償資金協力事業における資金の一般的な流れは、JICA が相手国政府との借款契約を締結し、同国政府経由で開発事業（公共事業）を行う事業実施機関に資金を供与するか、相手国政府の債務保証を得た公社や金融機関が事業実施機関に資金を供与する方法の二つである。JICA が定める資金の貸付実行方式においては、調達する内容（役務、物品等）に応じて必要とされる書面及び、帳票等を明確に定義しており、契約時の内容にそぐわない調達には貸付実行が行われることはない。

2014年10月に公表された「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」によれば、国内の企業のみならず、相手国政府や事業実施機関に対しても、賄賂の要求等、不正腐敗防止に向けた取組みを進めており、JICA 有償資金協力事業における標準入札書類においては、不正腐敗の通報制度が盛り込まれている。このように、調達資金を充当した事業においても十分な制度および体制が整備されていると言える。

(4) レポートティング

本項目は、JICA が調達資金の運用状況を公開し、対象事業の概要、金額、想定されるインパクト等の情報が公開され、適切な頻度で情報が更新されているかを評価するものである。レビューの結果、有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、特に事後評価では外部コンサルタントによる評価に加え一部には第三者意見も付与するなど極めて透明性の高い情報開示が実施されている。なお、「ソーシャルボンドとしての JICA 債」の効果を投資家へより分かりやすく提供するためには、調達資金が充当される有償資金協力事業全体のインパクトを取り纏めて公開することを推奨する。以下にレビュー結果を記す。

インパクト・レポートティング

SBP では、SB の対象事業を通じて生み出されるインパクトの開示を最も重視しており、その定量的指標、定性的指標、主要な評価手法や評価仮説などの情報を公開することが推奨されている。JICA の有償資金協力事業においては、事業毎に事業形成前と事業実施後に評価を実施しており、いずれも事業効果に関する定量的・定性的効果に関する情報公開がなされている。その定量的な指標リストについては、JICA のホームページに、対象事業の業種に応じた円借款の運用・効果指標リファレンスが公開されている。JICA の定義によれば、事業にて設備・施設等（アウトプット）が整備された結果として、①アウトプットが適切に運営・使用されているかを測定するものが運用指標であり、②それらが受益者や対象地域にもたらした効果を測定するものが効果指標である、とされる。有償資金協力事業の事前評価表には、こうした効果指標に基づき想定される事業効果が定量的、定性的に記載され、公開されている。

有償資金協力事業全体のインパクト

対象事業に関する情報開示は、個別事業ごとの事後評価によるインパクト・レポートティング等により、必要十分なものと評価できる。ただし、「ソーシャルボンドとしての JICA 債」の効果を投資家へより分かりやすく提供することが望ましい。「ソーシャルボンドとしての JICA 債」の効果を投資家へより分かりやすく提供するために、有償資金協力事業全体のインパクトを取り纏めて公開することを推奨する。業種・地域別の取り纏め等、公開内容・方法については投資家からの要望に応じて検討することが望ましい。

(5) 結論

「JICA 債」を SBP が示す 4 項目に基づきレビューした結果、「JICA 債」は SBP が示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものとして評価する。

「資金使途」について、JICA 債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において明瞭な適格基準が設定されていると言える。

「事業評価・選定プロセス」について、有償資金協力業務を含む JICA 事業では開発協力適正会議や、環境社会配慮助言委員会、事業評価有識者委員会など、SBP が推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できていることを評価する。

「資金管理」について、JICA 債の調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されていると判断する。

「レポートニング」について、有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、特に事後評価では外部コンサルタントによる評価に加え一部には第三者意見も付与するなど極めて透明性の高い情報開示が実施されている。なお、「ソーシャルボンドとしての JICA 債」の効果を投資家へより分かりやすく提供するためには、調達資金が充当される有償資金協力事業全体のインパクトを取り纏めて公開することを推奨する。

参考資料一覧

| No. | 資料名 |
|-----|--|
| 1 | JICA 2016 Annual Report: 国際協力機構 年次報告書 https://www.jica.go.jp/about/report/2016/list01.html |
| 2 | JICA 2016 Annual Report: 国際協力機構 年次報告書 別冊(資料編) https://www.jica.go.jp/about/report/2016/list01.html |
| 3 | 独立行政法人国際協力機構中期目標 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf |
| 4 | JICA 環境社会配慮ガイドライン http://www.jica.go.jp/environment/guideline/ |
| 5 | 異議申立手続要領 および 異議申立審査役 年次報告書 http://www.jica.go.jp/environment/objection.html |
| 6 | JICA 事業評価ガイドライン第2版 http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html |
| 7 | 事業評価年次報告書 2016 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2016/index.html |
| 8 | 円借款 運用・効果指標リファレンス http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001n2u3o-att/yen_loan.pdf |
| 9 | 平成 28 事業年度決算公告 https://www.jica.go.jp/disc/settle/h28/index.html |
| 10 | 平成 28 事業年度 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定業務報告書 https://www.jica.go.jp/disc/settle/h28/ku57pq000020msc5-att/fin_02.pdf |
| 11 | 2016 年度(平成 28 年度)業務実績等報告書 https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/ku57pq00000fveqt-att/jisseki28_01.pdf |
| 12 | JICA 不正腐敗防止ガイダンス https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf |

株式会社日本総合研究所について

- 名称 株式会社日本総合研究所 (The Japan Research Institute, Limited)
- 創立 1969年2月20日
- 資本金 100億円
- 従業員 2,442名 (2017年3月末現在)
- 株主 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 本社 東京本社：〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号
TEL.03-6833-0900 (代)
大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
TEL.06-6479-5800 (代)
- 支社 シンガポール
- グループ会社 株式会社日本総研情報サービス
株式会社JSOL
JRI America, Inc. (ニューヨーク)
JRI Europe, Ltd. (ロンドン)
日綜(上海)情報システム有限公司
日綜(上海)情報システム有限公司 北京諮詢分公司
- 営業に関する登録
プライバシーマーク使用許諾事業者 許諾番号：11820002(09)号
ISO14001 環境マネジメントシステム審査登録 登録番号：JQA-EM0223 東京本社

免責事項

(本レポートについて)

本資料は日本総研が広く JICA 債の投資家および JICA のステークホルダー（以下あわせて、投資家等）に対する参考情報として閲覧されることを目的として作成したものです。その内容・記述は一般に入手可能な公開情報に基づき、JICA への取材を通じて必要な補充を加え作成したものであり、当該情報の正確性および完全性を保証するものではありません。

日本総研は、投資家等が本資料を利用したこと又は本資料に依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても一切責任を負いません。最終投資判断は投資家等においてなされなければならず、投資に対する一切の責任は閲覧した投資家等にありま

(金融商品取引法等)

日本総研は、法令の定めにより、有価証券の価値に関する助言その他の投資顧問業務、M&A 案件における所謂フィナンシャルアドバイザー業務等を行うことができません。

(三井住友フィナンシャルグループとの関係)

日本総研は三井住友フィナンシャルグループに所属しており、当社内のみならず同グループ内各社の業務との関係において、利益相反のおそれがある業務は実施することができません。

「利益相反管理方針」(<http://www.smfg.co.jp/riekisouhan/>)に従って対応しますので、ご了承ください。当社によるコンサルティングの実施は、三井住友フィナンシャルグループ傘下の金融機関等とは独立に行われるものであって、これら金融機関からの資金調達の可能性を保証するものではありません。

(反社会的勢力の排除)

日本総研は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的行為による当社業務への不当な介入を排除しいかなる利益も供与しません。当社は、当社業務に対する反社会的な強要や脅迫等に対しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日)の趣旨に従い、外部専門機関に相談するなど毅然とした対応をとります。当社は、お取引先が反社会的行為により当社業務に不当な介入等を行った場合、お取引に係る契約を解除することができるものとします。

(本資料の著作権について)

本資料の著作権は JICA および日本総研に帰属し、承諾を得ずに複製、転写、引用、配布を行うことは禁じます。